



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年7月5日火曜日 第2281号

◇ 目 次 ◇ 告 示

| | |
|----------------------------|-----|
| 漁船損害補償法による加入区の変更の一部改正..... | 592 |
| 漁船損害補償法による加入区の指定の一部改正..... | 592 |
| 付保義務の消滅（2件）..... | 593 |
| 建設業者の許可の取消し..... | 593 |
| 落札者等の告示..... | 593 |
| 基本測量の実施の通知..... | 593 |
| 建築士の免許の取消し..... | 593 |
| 愛媛県証紙売りさばき人の指定..... | 594 |
| 道路の区域変更（県道今治丹原線）..... | 594 |

公 告

| | |
|-------------------------------|-----|
| 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... | 594 |
|-------------------------------|-----|

選挙管理委員会告示

| | |
|------------------------|-----|
| 政治団体の設立の届出..... | 594 |
| 政治団体の届出事項の異動の届出..... | 595 |
| 政治団体の解散の届出..... | 595 |
| 資金管理団体の届出事項の異動の届出..... | 595 |
| 資金管理団体の解散の届出..... | 596 |

雑 報

| | |
|--------------------------|-----|
| 平成23年度行政書士試験の実施について..... | 596 |
|--------------------------|-----|

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第865号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第3項及び第6項の規定により、漁船損害補償法による加入区の変更（昭和36年2月愛媛県告示第157号）の一部を次のように改正する。

平成23年7月5日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|---------|--|---------|-----------------------------------|
| 加入区の名 称 | 同上加入区の区域 | 加入区の名 称 | 同上加入区の区域 |
| 省略 | | 省略 | |
| 新居浜市 | | 新居浜市 | |
| 省略 | | 省略 | |
| 垣生 | <u>〃 垣生一丁目から六丁目まで、八幡一丁目から三丁目まで及び長岩町の区域</u> | 垣生 | <u>〃 大字垣生及び浮島の区域（但し山端及び浜中を除く）</u> |
| 省略 | | 省略 | |
| 省略 | | 省略 | |

○愛媛県告示第866号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第3項及び第6項の規定により、漁船損害補償法による加入区の指定（昭和36年2月愛媛県告示第158号）の一部を次のように改正する。

平成23年7月5日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|---------|----------|---------|----------|
| 加入区の名 称 | 同上加入区の区域 | 加入区の名 称 | 同上加入区の区域 |

省略

省略

新居浜市

垣生南部

新居浜市大字垣生字山端及び字浜中並びに郷水門の区域

○愛媛県告示第867号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第2号の規定により、次の加入区について、付保義務の発生（平成21年3月愛媛県告示第352号）による保険に付すべき義務は、平成23年7月5日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成23年 7月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

（東予地方局管内）

垣生加入区

○愛媛県告示第868号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第2号の規定により、次の加入区について、付保義務の発生（平成22年12月愛媛県告示第1389号）による保険に付すべき義務は、平成23年7月5日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成23年 7月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

（東予地方局管内）

垣生南部加入区

○愛媛県告示第869号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成23年 7月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 許 可 番 号 | 許 可 年 月 日 | 商 号 又 は 名 称 | 代 表 者 氏 名 | 主 たる 営 業 所 の 所 在 地 | 取 消 年 月 日 | 取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類 | 取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実 |
|-----------------|----------------|-------------|-----------|--------------------|----------------|-----------------------|-------------------------|
| （般・特 - 18）第823号 | 平成19年 3月23日 | 株式会社今治組 | 矢野 利仁 | 今治市新大田町二丁目2番50号 | 平成23年 6月27日 | 土木工事業 とび・土工工事業 | 建設業者の営業所の所在地が確認できないため |

○愛媛県告示第870号

次のとおり落札者を決定した。

平成23年 7月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 落札に係る物品等の名称及び数量 | 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地 | 落札者を決定した日 | 落札者の氏名及び住所 | 落札金額 | 契約の相手方を決定した手続 | 入札公告日 |
|--|---|-------------|----------------------------------|------------------|---------------|-------------|
| 建設事業総合管理システム用機器一式（サーバ8台、周辺機器一式、ソフトウェア一式、保守一式、据付、撤去を含む） | 愛媛県土木部管理局土木管理課技術企画室 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 | 平成23年 6月20日 | 日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 | 820,617円 （月額） | 一般競争入札 | 平成23年 5月10日 |

○愛媛県告示第871号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成23年 7月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 基本測量（基盤地図情報整備）
- 2 作業期間 平成23年 8月23日から
平成24年 3月31日まで
- 3 作業地域 今治市、四国中央市

○愛媛県告示第872号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成23年 7月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 免許の取消年月日 | 免許の取消しを受けた建築士 | | | 免許の取消理由 |
|----------------|---------------|----------------|---------------|---------|
| | 氏 名 | 二級建築士又は木造建築士の別 | 登録番号 | |
| 平成23年 3月19日 | 野 本 通 弘 | 二級建築士 | 愛媛県知事登録第2909号 | 死亡による |

○愛媛県告示第873号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人が指定されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成23年 7月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 指定 番号 | 売 り さ ば き 人 | | 売 り さ ば き 所 | 指 定 年 月 日 |
|-----------|----------------|--------------|----------------|-------------|
| | 住 所 | 氏 名 又 は 名 称 | | |
| 今第 39号 | 今治市衣干町二丁目1番10号 | 有限会社きむら自動車販売 | 今治市衣干町二丁目1番10号 | 平成23年 6月22日 |

○愛媛県告示第874号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 7月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 備 考 |
|-------|-------|----------------------------------|----------|------------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 今治丹原線 | 今治市朝倉下甲1204番4から 同市朝倉下甲489番1まで | 旧 | メートル 4 2～22 8 | キロメートル 0 450 | |
| | | | 新 | 11 7～22 8 | 0 450 | |

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年 7月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 申 請 年 月 日 | 特定非営利活動法人の名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 定款に記載された目的 |
|-------------|---------------|---------|---------------|---|
| 平成23年 6月23日 | 特定非営利活動法人ほほえみ | 都 築 修 造 | 松山市立花一丁目9番17号 | この法人は、地域の高齢者（要介護状態、要支援状態にある者）に対する相談に応じ、その心身の状況に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう、サービス機関と連携し、その者の有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来る様に支援するため居宅介護支援事業を行う。 又、高齢者や障害者（児）に対し、その家庭や地域で自立した生活を営むことが出来る様、その心身、その他の状況、その置かれた環境に対応し、利用者の人格を尊重しながらその個性を大切に介護サービスを提供することにより地域と社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。 |

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成23年 7月 5日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

| 政 治 団 体 の 名 称 | 代表者及び会計責任者の氏名 | | 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 | 届 出 年 月 日 | 備 考 |
|------------------|---------------|-----------|--------------------|-------------|-------|
| | 代 表 者 | 会 計 責 任 者 | | | |
| 自由民主党愛媛県新居浜市第三支部 | 古 川 拓 哉 | 古 川 弥 生 | 新居浜市松原町2 - 48 | 平成23年 5月24日 | 政党の支部 |
| 自由民主党愛媛県松山市第十六支部 | 松 尾 和 久 | 松 尾 明 人 | 松山市平井町甲536 - 3 | 平成23年 5月24日 | 政党の支部 |

| | | | | | |
|------------|-------|---------|---------------|-------------|--|
| 市民参加の議会一新会 | 菅 秀二郎 | 伊 藤 三千代 | 新居浜市磯浦町10 - 8 | 平成23年 5月25日 | |
|------------|-------|---------|---------------|-------------|--|

○愛媛県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成23年 7月 5日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

| 政治団体の名称 | 異 動 事 項 | 新 | 旧 | 届 出 年 月 日 | 備 考 |
|---------------|------------|--------------|-------------------|-------------|-------|
| 西条一心の会 | 主たる事務所の所在地 | 西条市新田197 - 1 | 西条市丹原町高松甲1351 - 1 | 平成23年 5月17日 | |
| 自由民主党中山支部 | 主たる事務所の所在地 | 伊予市中山町中山卯404 | 伊予市中山町中山丑393 - 13 | 平成23年 5月24日 | 政党の支部 |
| | 代 表 者 | 田中 弘 | 久保 栄 | | |
| | 会 計 責 任 者 | 井上 勝博 | 田中 弘 | | |
| 愛媛県接骨師連盟 | 代 表 者 | 浜野 士朗 | 塩崎 博道 | 平成23年 5月24日 | |
| | 会 計 責 任 者 | 武田 満夫 | 伊藤 省三 | | |
| 自由民主党伊予市支部 | 会 計 責 任 者 | 北橋 豊作 | 正岡 千博 | 平成23年 5月26日 | 政党の支部 |
| 自由民主党愛媛県支部連合会 | 会 計 責 任 者 | 赤松 泰伸 | 本宮 勇 | 平成23年 5月26日 | 政党の支部 |
| 愛媛県獣医師政治連盟 | 代 表 者 | 寺町 光博 | 入岡 徹生 | 平成23年 5月27日 | |

○愛媛県選挙管理委員会告示第43号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成23年 7月 5日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 西 蔭 健

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 |
|---------|--------|-------------|
| 白石勝好後援会 | 桧垣忠直 | 平成23年 3月20日 |

| | | |
|-----------------|---------|-------------|
| 真鍋光後援会 | 真鍋 光 | 平成23年 5月 2日 |
| 自由民主党愛媛県松山市第四支部 | 田 中 多佳子 | 平成23年 5月23日 |
| 幸友たか子政治経済研究会 | 田 中 多佳子 | 平成23年 5月23日 |
| 田中たか子後援会 | 庭 瀬 鞆 一 | 平成23年 5月23日 |

○愛媛県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体から届出事項の異動の届出があった。

平成23年 7月 5日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

| 資金管理団体の名称 | 異 動 事 項 | 新 | 旧 | 届 出 年 月 日 | 備 考 |
|-----------|------------|--------------|-------------------|-------------|-----|
| 西条一心の会 | 主たる事務所の所在地 | 西条市新田197 - 1 | 西条市丹原町高松甲1351 - 1 | 平成23年 5月17日 | |

○愛媛県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の解散の届出があった。

平成23年 7月 5日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

| 届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | 資金管理団体でなくなった旨の届出年月日 | 備考 |
|-----------|----------|--------------|-----------------|---------|---------------------|----|
| 真 鍋 光 | 新居浜市議会議員 | 真鍋光後援会 | 新居浜市御蔵町2 - 20 | 真 鍋 光 | 平成23年 5月2日 | |
| 田 中 多佳子 | 愛媛県議会議員 | 幸友たか子政治経済研究会 | 松山市三番町5 - 4 - 9 | 田 中 多佳子 | 平成23年 5月26日 | |

雑 報

○公 告

平成23年度行政書士試験の実施について

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により愛媛県知事から財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成11年自治省告示第250号）第8に基づき、次のとおり公示します。

平成23年 7月 5日

財団法人行政書士試験研究センター
理事長 木 寺 久

1 試験期日

平成23年11月13日（日）午後1時から午後4時まで

2 愛媛県における試験場所

松山市大可賀2 - 1 - 28 アイテムえひめ

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

| 試験科目 | 内 容 等 |
|--------------------------------|---|
| 行政書士の業務に関し必要な法令等 (出題数 46題) | 憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成23年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。 |
| 行政書士の業務に関連する一般知識等 (出題数 14題) | 政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解 |

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

平成23年 8月 1日（月）から 9月 2日（金）まで

イ 受付場所

(財)行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒により簡易書留郵便で郵送してください(あて先は印刷されています。)。9月2日の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類

受験願書一式(配布場所については才を御覧ください。)

エ 受験手数料

7,000円

受験手数料の納付方法については、試験案内を御覧ください。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

(ア) 郵送配布

配布期間 平成23年 8月 1日（月）から 8月26日（金）まで

郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒(角形2号：A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、下記あて先まで郵便で請求してください(8月26日必着のこと。)

名称 (財)行政書士試験研究センター

住所 〒100 - 8779 郵便事業(株)銀座支店留

(イ) 窓口配布

a 配布期間

平成23年 8月 1日（月）から 9月 2日（金）まで

b 配布場所

別表に掲げる場所

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

(財)行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。

イ 受験手数料の払込み

(ア) 受験手数料(7,000円)の払込みは、クレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)による決済のみとなります。

(イ) 利用できるクレジットカード

V I S A ・ M a s t e r ・ U C

(ウ) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しません。

ウ 受付期間

(ア) 平成23年 8月 1日(月) 午前 9時から 8月30日(火) 午後 5時まで

この出願システムは、8月30日(火) 午後 5時で終了します。午後 5時までに入力を完了していないと、たとえば接続中(入力中)であっても申込みができなくなりますので御注意ください。

(イ) 最終日(8月30日)は大変混雑が予想されますので、余裕を持って申し込んでください。

(3) 連絡先(問い合わせ先)

(財)行政書士試験研究センター
電話番号 03-5251-5600

5 特例措置の実施

身体の機能に障害のある方で試験中の特例措置(点字試験を含む。)を希望される方は、申請の手続きが必要となります。受験申込みに先立って(財)行政書士試験研究センターへ必ず御相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日時

平成24年 1月30日(月) 午前 9時

(2) 方法

(財)行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)します。なお、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送します。また、(財)行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)に合格者の受験番号を登載します。

別表(4関係) 愛媛県における試験案内及び受験願書の配布場所

| 配布場所 | 所在地 | 配布時間 |
|--------------------|---------------------------|-----------------------|
| 愛媛県総務部管理局私学文書課 | 松山市一番町 4 - 4 - 2 | 午前 8時 30分から |
| 愛媛県東予地方局総務企画部総務県民課 | 西条市喜多川 796 - 1 | 午後 5時 15分まで |
| 愛媛県東予地方局今治支局総務県民室 | 今治市旭町 1 - 4 - 9 | |
| 愛媛県中予地方局総務企画部総務県民課 | 松山市北持田町 132 | |
| 愛媛県南予地方局八幡浜支局総務県民室 | 八幡浜市北浜 1 - 3 - 37 | |
| 愛媛県南予地方局総務企画部総務県民課 | 宇和島市天神町 7 - 1 | |
| 愛媛県行政書士会 | 松山市錦町 98 - 1 愛媛県行政書士会館 | 午前 9時 から午後 5時まで |

注 土曜日及び日曜日は、配布しません。